

第 20 回 米 沢 地 区 ナ イ タ ー フ ッ ト サ ル リ ー グ 実 施 要 項

- 1 目 的 米沢地区のサッカー愛好者の継続的な意欲と活動を推進するとともに、地区サッカー選手の技術向上に資する。
 2 主 催 米沢地区サッカー協会・米沢地区フットサルリーグ運営委員会
 3 期 間 平成30年4月～平成30年11月
 4 日程・会場 米沢市多目的屋内運動場

水曜日	午後7時 集合・準備	審判	
	午後7時45分～	第1試合	第2試合のチーム
	午後8時45分～	第2試合	第1試合のチーム

- 5 参加資格 (1) 大会事務局に登録をおこない、スポーツ安全傷害保険等に加入しているチーム。
 (2) 追加登録選手は、試合一週間前までに事務局に連絡(FAX可)のうえ、出場可能とする。
- 6 大会事務局 リーグ事務局を米沢市桜木町2-64 相田昌洋宅(TEL23-0102 FAX24-2857)におく。
- 7 審 判 (1) 審判は4名とし、担当のチームより各2名(内1名はリーグ認定審判)ずつとする。
 (2) 審判は2名がコート上で行い、残り2名はタイム係と記録係とする。
 (3) 記録係は交替選手、勝敗、チーム得点、個人得点、警告、退場等を記録用紙に記入する。
 (4) 最終の試合終了後、会場責任者は記録用紙を相田昌洋宅にfax又は持参する。(当日中)
- 8 競技日程 (1) 試合は各チーム総当りのリーグ戦方式とする。
 (2) 試合日程の変更は、会場の都合上認めない。
- 9 競技規則 (1) 2010年フットサル競技規則を基本とする。ただし、以下の内容を本リーグ独自に採用する。
 (2) 競技選手は6名とし、内1名をゴールキーパーとする。
 (3) 試合時間は50分(前、後半各25分)とし、ハーフタイムは5分とする。
 (4) 次の試合は不戦敗(0-5)とする。(審判が決定)
 (ア)合開始時刻に試合人数(4人)に満たない場合。
 (イ)登録していない選手が出場したとき。
- 10 ボール (財)日本サッカー協会認定フットボール(主催者側でボールを準備)
- 11 順位 (1) 勝点制として、勝ちが勝点3、引き分けは勝点1、負けは勝点0とし、その合計点数の多いチームを上位とする。
 (2) (1)で決しない場合は、得失点差により決定する。
 (3) (2)で決しない場合は、得点の多いチームを上位とする。
 (4) (3)で決しない場合は、当該チームの対戦結果の勝者を上位とする。
- 12 表 彰 各ブロック1位・2位・3位まで表彰する。
- 13 大会競技要項 (1) 退場を受けた選手は、社会人リーグ運営委員会規律委員会の裁定により、以降の試合出場について決定する。
 (2) 警告については、これを通算して2回を受けた者は、次の試合の出場を認めない。
 (3) 選手の二重登録は認めない。ただし、下記の条件を満たした時に限り、試合の成立を認めるものとする。
 (ア)事務局及び相手チームの承諾を得ること。
 (イ)相手チームに1人あたり5,000円をその場で支払うこと。
 (ウ)人数は2人までとする。
- 14 罰 則 (1) 不戦敗になったチームは、相手チームに対して罰金2万円を支払うこと。
 (2) 審判に來なかつたチームは、代わりに審判をしてくれた人に、一人につき5千円を支払うこと。
 (3) 登録メンバー以外の選手(二重登録の選手も含む)が出場した場合、以下の罰則規定を設ける。 → 規律委員会を開き、処分を決定する。
- 15 参加申込み **期 限 平成30年2月23日(金) *郵送、持参等により別紙申込書を提出すること。**
 送付先 米沢市桜木町2-64 相田昌洋 (TEL23-0102 FAX24-2857) **※ 期限厳守**
- 16 代表者会議 **日 時 平成30年3月9日(金) 午後7時から**
場 所 アクティー米沢 参加費 35,000円を持参のこと。